

長岡地域合併協議会だより 第4号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局



5月7日に、長岡市の長岡グランドホテルにおいて、第4回長岡地域合併協議会(以下「協議会」という。)を開催しました。

まず、報告事項として、第2回新市建設計画策定小委員会の内容の報告を行いました。次に6市町村議会議員による議会合併連絡会での会議内容について、長岡市議会小会議長が報告を行いました。

協議事項では、使用料と各種事務事業126項目について協議を行いました。また、前回からの継続協議となっていた地域自治の取扱いについては、本庁に支所との連絡・調整を行う組織の設置、「支所長の身分」や「地域委員会の位置付け委員の報酬」などを新たに提案し、承認されました。

第4回合併協議会開催 地域自治で新たな提案 「支所長は部長級の一般職」 「地域委員会の委員に報酬を支給する」

○福祉・保健・医療分科会(続き)

各種事務事業	分類	調整方針
46 障害児ショートステイ(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
47 身体障害者デイサービス(支援費・相互利用)	"	"
48 知的障害者デイサービス(支援費)	"	"
49 ホームヘルプサービス(支援費)	"	"
50 ホームヘルプサービス(支援費・直営事業)	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は民間事業所(同規模サービスで同額負担)で対応するものとする。
51 婦人相談室	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
52 母子福祉資金の貸付相談	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
53 児童扶養手当	"	国の制度であり、調整不要。
54 母子・父子家庭等援助事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は母子・父子家庭等に対する子育て支援策の充実が努められるものとする。
55 福祉資金利子助成事業	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は社会福祉協議会の貸付制度等で対応を図るものとする。
56 生活保護法による保護	合併時に統一	国の水準に統一する。
57 応急援護	現行どおり	現行どおりとする。

○住民・国保・年金分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 消費生活の相談・情報提供	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2 公営墓地の管理委託	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
3 公営墓地の使用料・管理手数料	現行どおり	現行どおりとする。
4 雲きゅう車運行事業	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は民間事業を活用する。
5 国民健康保険料(税)	合併後に統一	賦課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
6 国民健康保険料の納期	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
7 国民健康保険証	合併時に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、小国町の制度に統一する。
8 国民健康保険の給付	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

○都市計画分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 バリアフリー化整備事業補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2 都市景観の形成	"	長岡市の制度に統一する。ただし、景観影響行為に関する届出等については、合併後において検討する。
3 バス待合所設置事業補助	"	長岡市の制度を統一する。
4 土地区画整理事業助成制度	合併後に統一	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。

○建築住宅分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 市町村営住宅(家賃)	合併後に統一	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。
2 市町村営住宅(敷金)	"	越路町、小国町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
3 市町村営・県営住宅(入居者の資格)	"	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
4 市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)	"	"
5 市町村営住宅(家賃の減免方法等)	"	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
6 市町村営住宅(駐車場使用料)	"	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
7 県営住宅(家賃)	現行どおり	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
8 県営住宅(敷金)	合併後に統一	越路町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
9 県営住宅(家賃の減免方法等)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
10 県営住宅(駐車場使用料)	"	"
11 改良・単独住宅(家賃)	"	現行どおりとする。
12 改良・単独住宅(敷金)	合併後に統一	越路町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
13 改良・単独住宅(入居者の資格)	現行どおり	現行どおりとする。
14 改良・単独住宅(入居者の選考方法)	"	"
15 改良・単独住宅(家賃の減免方法等)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
16 改良・単独住宅(駐車場使用料)	"	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
17 公営住宅等維持管理費用の負担区分	"	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
18 勤労者住宅建設資金融資制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
19 がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金	合併後に統一	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
20 住宅建設助成制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、中之島町及び三島町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。
21 克勤住宅整備事業補助金	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
22 特定優良賃貸住宅制度	"	国の制度であり、調整不要。
23 高齢者向け優良賃貸住宅制度	"	"
24 公営住宅法借上住宅制度	"	"

○青少年健全育成分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 成人式の開催	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
2 放課後児童健全育成	"	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
3 児童館の運営	"	"
4 青少年の交流・体験学習	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

○スポーツ・体育施設分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 学校施設の開放	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
2 管理運営体制(体育館)	"	"
3 管理運営体制(プール)	"	"
4 管理運営体制(テニスコート)	"	"
5 管理運営体制(野球場)	"	"
6 管理運営体制(その他運動施設(運動広場等))	"	"
7 管理運営体制(レクリエーション施設)	"	"
8 管理運営体制(トレーニングセンター)	"	"
9 管理運営体制(陸上競技場)	現行どおり	現行どおりとする。
10 管理運営体制(スポーツ・集会複合施設)	"	"
11 スポーツ振興奨励金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
12 市民総合賠償補償事務	"	長岡市の制度を統一する。
13 体育指導委員の報酬等	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
14 スポーツ大会開催負担金	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。市町村により、「料」または「税」の賦課となっており、また、保険料としての意味から、「料」に統一します。また、保険料の賦課割合及び料率は、一律に調整すべきものではありませんが、格差が大きいため急激な保険料額の変更を避ける必要があることから、経過措置を設けました。

調整方針 賦課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

消費生活の相談・情報提供 調整方針 長岡市の制度に統一する。

市町村営住宅(家賃) 調整方針 長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。

成人式の開催 調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。

市町村営住宅の家賃は、住宅の立地条件や利便性などにより算定されます。各市町村でそれぞれ家賃の違いがあることから、公営住宅法により長岡市の制度を統一します。

青少年健全育成分科会 成人式の開催 調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。

協議会を傍聴しませんか

第5回 長岡地域合併協議会

とき 5月28日(金) 午後6時から

ところ バストラル長岡(長岡市今朝白2丁目)

受付 午後5時30分から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内

電話 39-2260・39-2227(直通)

FAX 39-2254

ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp>

Eメールアドレス office@nagaoka-gappei.jp

第4回長岡地域合併協議会の内容

報告事項
報告第14号：第2回新市建設計画策定小委員会
報告第15号：6市町村議会合併連絡会(議会の議員の定数及び任期の取扱いについて)

協議事項
議案第30号：使用料・手数料等の取扱い(その2)
議案第31号：各種事務事業の取扱い(その3)

継続協議事項
議案第28号：地域自治の取扱い

協議事項

議案第30号 使用料・手数料等の取扱い(その2)
次のとおり承認されました。

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料については、除くものとする。

報告第15号 6市町村議会合併連絡会(議会の議員の定数及び任期の取扱いについて)

小熊委員(長岡市議会議員)から、6市町村議会合併連絡会での検討状況などについて、次のような報告がありました。

議員の定数をどうするかだけでなく、地域の住民の声をどうやって新市に反映させるか、そのために議員の定数はどうあるべきかという観点で議論を行っています。

したがって、長岡方式の地域自治がどうなるのかを連絡会としても注目しています。

地域自治の内容が明確になって、しっかりした体制が整えば、定数特例がよいとするのが大方の議会の考えです。

なお、中之島町議会においては、正式な結論ではないが、「地域自治」の内容がはっきりしていない現状では地域住民の声を確実に新市に届けるために在任特別を主張する議員が多いと聞いています。

報告事項

報告第14号 第2回新市建設計画策定小委員会

豊口小委員会委員長から、第2回小委員会での審議の状況について次のような報告がありました。

第1回小委員会に引き続き、建設計画書の内容について審議しました。特に、新市の強みや新市の可能性として考えられるデータ整理、将来構想を実現するための具体的な施策、戦略事業などについて委員の皆さんから多くの意見をいただいたので事務局で整理をしています。この内容については、次回小委員会への継続

「手数料」については第2回の協議会で協議し、決定済みです。今回は、「使用料及び占用料」について協議しました。任意合併協議会での「使用料は原則現行どおり(同一又は類似する施設は、経過措置により段階的に調整する)」という結果を踏まえて、より詳しい内容で協議しました。(具体的な施設等は次頁の表参照)

表の見方(主なもの)

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Rows include '合併時に統一', '合併後に統一', '当分の間現行どおり', '現行どおり', '市町村の制度に統一する', '市町村の制度を基に統一する', '合併年度は現行どおり', and '(星マーク)'.

○企画・総合計画分科会

Table with 4 columns: 各種事務事業 (Various Business), 分類 (Classification), 調整方針 (Adjustment Policy), and 内容 (Content). Rows include '市民活動の推進', '男女共同参画推進事業', '親はじめ支援事業(ブックスタート)', etc.

○防災・防犯・交通分科会

Table with 4 columns: 各種事務事業 (Various Business), 分類 (Classification), 調整方針 (Adjustment Policy), and 内容 (Content). Rows include '自主防災組織の結成支援事業', '地域防災計画策定', '備蓄物資整備事業', etc.

○消防分科会

Table with 4 columns: 各種事務事業 (Various Business), 分類 (Classification), 調整方針 (Adjustment Policy), and 内容 (Content). Row: '消防団'.

○福祉・保健・医療分科会

Table with 4 columns: 各種事務事業 (Various Business), 分類 (Classification), 調整方針 (Adjustment Policy), and 内容 (Content). Rows include '障害者生活支援事業', '手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業', '点字・声の広報等発行事業', etc.

次頁に続く

○使用料等の取扱いの調整方針一覧表

Table with 6 columns: 長岡市, 中之島町, 越路町, 三島町, 山古志村, 小国町. Rows include '施設使用料', '行政財産使用料及び占用料', and '当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する'.

各種事務事業の取扱いで協議された主な事業
企画・総合計画分科会
親はじめ支援事業(ブックスタート)
調整方針 長岡市の制度に統一する。
赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを...
本とオリジナルのアドバイス集を贈る子育て支援事業
です。現在は、長岡市のみで行っていますが、合併後
は新市全体で展開していくこととなります。

消防分科会
消防団
調整方針
消防団の組織は、現行のまま6個消防
団とするが、意志統一、融合がはかられ
た段階で順次統合する。
消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償
額は、長岡市消防団に統一する。ただし、
経過措置を設け、段階的に調整して統一
するものとする。

福祉・保健・医療分科会
福祉タクシー
調整方針
長岡市の制度に統一する。ただし、合
併年度は現行どおりとする。

日常生活用具の給付、自己負担の補助
調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合
併年度は現行どおりとする。
任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。
6
市町村の最高水準である長岡市の制度に合わせ、対象
者(在宅心身障害者のうち該当者)に500円券を30
枚交付します。病院に定期的に通院し、自動車税の免
除を受けていない場合は90枚を上限)

議案第31号 各種事務事業の取扱い(その3)
議案第28号(前回からの継続協議事項)
地域自治の取扱い
《地域自治組織の設置期間》
《地域自治組織のしくみ》
支所機能
支所は、次の業務を行うものとする。
(1) 通常の住民サービス
(2) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
(3) 支所で行った方が効果的な業務
(1) 支所長の位置付け
(2) 支所長の一般職の職員とする。
(3) 支所を総括する。
(4) 支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費及び地域振興事業補助金(仮称)を有することとし、個性あるまちづくりを実施継続できる仕組みを確保する。
(5) 委員の任期
(6) 委員の長
(7) 委員長の任期
(8) 委員の報酬
(9) 事務局
(1) 名称
(2) 地域委員会とする。(例 中之島地域委員会)
(3) 位置付け
(4) 市長は、地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。
(5) 委員の任期
(6) 委員の長
(7) 委員長の任期
(8) 委員の報酬
(9) 事務局
(1) 名称
(2) 地域委員会とする。(例 中之島地域委員会)
(3) 位置付け
(4) 市長は、地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。
(5) 委員の任期
(6) 委員の長
(7) 委員長の任期
(8) 委員の報酬
(9) 事務局